

第 139 期 中 間 決 算 公 告

平成21年12月11日

大阪府中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 常 陰 均

中間連結貸借対照表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1, 220, 329	預 金	12, 312, 877
コールローン及び買入手形	62, 398	譲 渡 性 預 金	2, 062, 055
債券貸借取引支払保証金	332, 159	コールマネー及び売渡手形	208, 822
買 入 金 銭 債 権	415, 589	売 現 先 勘 定	972, 446
特 定 取 引 資 産	905, 185	特 定 取 引 負 債	95, 692
金 銭 の 信 託	22, 401	借 用 金	861, 340
有 価 証 券	4, 441, 338	外 国 為 替	33
貸 出 金	11, 234, 906	短 期 社 債	336, 114
外 国 為 替	8, 896	社 債	532, 776
リース債権及びリース投資資産	641, 486	信 託 勘 定 借	1, 056, 013
そ の 他 資 産	1, 208, 174	そ の 他 負 債	832, 392
有 形 固 定 資 産	127, 881	賞 与 引 当 金	6, 136
無 形 固 定 資 産	139, 599	退 職 給 付 引 当 金	8, 272
繰 延 税 金 資 産	132, 340	睡眠預金払戻損失引当金	954
支 払 承 諾 見 返	368, 342	偶 発 損 失 引 当 金	6, 192
貸 倒 引 当 金	△ 176, 247	移 転 関 連 費 用 引 当 金	698
		繰 延 税 金 負 債	35
		再評価に係る繰延税金負債	5, 834
		支 払 承 諾	368, 342
		負 債 の 部 合 計	19, 667, 030
		(純資産の部)	
		資 本 金	342, 037
		資 本 剰 余 金	297, 053
		利 益 剰 余 金	480, 172
		自 己 株 式	△ 458
		株 主 資 本 合 計	1, 118, 803
		その他の有価証券評価差額金	△ 5, 640
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	10, 741
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 4, 572
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 8, 988
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 8, 460
		少 数 株 主 持 分	307, 409
		純 資 産 の 部 合 計	1, 417, 753
資 産 の 部 合 計	21, 084, 784	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	21, 084, 784

中間連結損益計算書

〔平成21年 4月 1日から
平成21年 9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	423,964
信 託 報 酬	26,258
資 金 運 用 収 益	141,248
(うち貸出金利息)	(92,148)
(うち有価証券利息配当金)	(43,438)
役 務 取 引 等 収 益	48,769
特 定 取 引 収 益	10,030
そ の 他 業 務 収 益	183,879
そ の 他 経 常 収 益	13,778
経 常 費 用	390,506
資 金 調 達 費 用	53,657
(うち預金利息)	(35,148)
役 務 取 引 等 費 用	12,654
そ の 他 業 務 費 用	160,952
営 業 経 費	104,710
そ の 他 経 常 費 用	58,531
経 常 利 益	33,458
特 別 利 益	9,813
特 別 損 失	242
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	43,028
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,411
法 人 税 等 調 整 額	2,841
法 人 税 等 合 計	16,252
少 数 株 主 利 益	7,499
中 間 純 利 益	19,276

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 37 社

主要な会社名

住信リース株式会社
住信・松下フィナンシャルサービス株式会社
ファーストクレジット株式会社
すみしん不動産株式会社
住信アセットマネジメント株式会社
Sumitomo Trust and Banking Co. (U. S. A.)

(2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

住信 i ファンド I 投資事業組合
ハミングバード株式会社ほか 42 社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第 5 条第 1 項第 2 号により連結の範囲から除外しております。
また、その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連法人等 9 社

主要な会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
住信 S B I ネット銀行株式会社
ビズネクスト株式会社

なお、住信 S B I ネット銀カード株式会社は設立により、当中間連結会計期間から持分法適用の関連法人等としております。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

住信 i ファンド I 投資事業組合
ハミングバード株式会社ほか 42 社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第 7 条第 1 項第 2 号により持分法の対象から除いております。
また、その他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

5 月末日	1 社
6 月末日	8 社
7 月末日	5 社
9 月末日	23 社

(2) 5 月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、8 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、6 月末日を中間決算日とする子会社及び子法人等のうち 1 社については、9 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

また、当中間連結会計期間より、連結される子会社及び子法人等2社は中間決算日を6月末日から9月末日に変更しております。
中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については、中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～60年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

また、のれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控

除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てしております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てしております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 67,891 百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 移転関連費用引当金の計上基準

移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発等に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。また、国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という)に規定する繰延ヘッジによ

っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 11,078 百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は 10,527 百万円(同前)であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、個別取引毎の繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結の範囲に関する適用指針)

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 22 号平成 20 年 5 月 13 日)が平成 20 年 10 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。なお、これによる当中間連結財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額(連結される子会社及び子法人等の株式及び出資額を除く)
61,947 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 19,178 百万円、延滞債権額は 286,398 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支

援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 40 百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 43,665 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 349,283 百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,252 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	391,879 百万円
有価証券	1,478,771 百万円
貸出金	721,102 百万円
リース債権及びリース投資資産	1,592 百万円
その他資産	14,086 百万円

担保資産に対応する債務

預金	33,012 百万円
コールマネー	31,577 百万円
売現先勘定	972,446 百万円
借用金	67,397 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 706,257 百万円、その他資産 172 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 1,381 百万円、保証金は 16,588 百万円、デリバティブ取引の差入担保金は 25,863 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,566,538 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,135,622 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年3月 31 日公布 法律第 34 号)に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年3月 31 日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年3月 31 日公布 政令第 119 号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 99,408 百万円
11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 145,000 百万円が含まれております。
12. 社債には、劣後特約付社債 516,776 百万円が含まれております。

13. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 602,992 百万円、貸付信託 122,038 百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は 87,970 百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 597 円 76 銭
16. 銀行法施行規則第 17 条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国際統一基準)は、14.17%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 7,892 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 27,794 百万円、株式等償却 12,869 百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別利益」は、当社の子法人等である STB Finance Cayman Limited が平成 21 年5月 26 日に同社の発行した英ポンド建劣後特約付永久社債について一部買入を行い、同月 29 日に消却を行ったことに伴う消却益であります。
4. 1株当たり中間純利益金額 11 円 30 銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 21 年9月 30 日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	251,370	259,876	8,505
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	23,287	23,456	168
その他	285,178	317,925	32,747
外国債券	285,178	317,925	32,747
合計	559,836	601,258	41,421

(注)時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

(追加情報)

海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって時価としております。なお、対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成 21 年9月 30 日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	422,508	491,183	68,675
債券	1,352,184	1,378,026	25,841
国債	1,243,276	1,269,102	25,826
地方債	9,401	9,434	33
短期社債	—	—	—
社債	99,506	99,489	△17
その他	1,875,435	1,860,107	△15,327
外国株式	136	458	322
外国債券	1,418,654	1,411,736	△6,918
その他	456,644	447,913	△8,731
合計	3,650,128	3,729,318	79,189

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は 32 百万円(費用)であります。

2. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、16,758 百万円(うち、株式 11,827 百万円、外国債券 3,858 百万円、その他 1,071 百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ 30%以上下落した場合であります。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。当該合理的に算定された価額は、当社から独立した第三者の価格提供者により呈示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定変数である国債の利回り及びスワップションのボラティリティ等を投入することにより算定されております。

また、海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。なお、対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成 21 年9月 30 日現在)

内容	金額(百万円)
その他有価証券 非上場内国債券	261,908

4. 保有目的を変更した有価証券(平成 21 年9月 30 日現在)

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成 21 年9月 30 日現在)

	時価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	中間連結貸借対照表に計 上されたその他有価証券 評価差額の額(百万円)
外国債券	317,659	284,944	△51,163

(追加情報)

海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって時価としております。経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を採用した債券の概要等については、「1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの」に記載しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成 21 年9月 30 日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 21 年9月 30 日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	12,000	12,000	—

(注) 当中間連結会計期間末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

1. 当社は、平成 21 年 10 月 1 日、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社等が保有する日興アセットマネジメント株式会社(以下「日興アセットマネジメント」という)の株式 98.55%を取得致しました。

(1)取得株式 日興アセットマネジメント 普通株式 194,152,500 株

(2)取得価額 1,124 億円

但し、譲渡日までの純資産変動分は本年 11 月末を目処に別途精算予定

(3)取得日 平成 21 年 10 月 1 日

(4)取得後の持分比率 従業員持株会保有分を除く 98.55%

2. 当社は、平成 21 年 11 月 6 日、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社(以下、「中央三井トラスト・ホールディングス」という)との間で株式交換の方法により経営統合を行い、その後中央三井信託銀行株式会社(以下、「中央三井信託銀行」という)及び中央三井アセット信託銀行株式会社(以下、「中央三井アセット信託銀行」という)を吸収合併することについて基本合意し、同日付で「基本合意書」を締結致しました。その要旨は以下のとおりであります。

(1)目的

当社グループと中央三井トラスト・グループの人材・ノウハウ等の経営資源を結集し、中央三井トラスト・グループの機動力と当社グループの多様性といった両グループの強みを融合することで、これまで以上に、お客様にトータルなソリューションを迅速に提供する専門性と総合力を併せ持った、新しい信託銀行グループ「The Trust Bank」を創り上げることを目的とするものであります。

(2)株式交換の方法

中央三井トラスト・ホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換の方法によることを予定しております。

(3)株式交換の時期

株主総会の承認及び関係当局の認可等を前提として、平成 23 年4月1日を目途に行う予定であります。

(4)吸収合併の方法

当社を吸収合併存続会社とし、中央三井信託銀行及び中央三井アセット信託銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方法によることを予定しております。

(5)吸収合併の時期

株主総会の承認及び関係当局の認可等を前提として、平成 24 年4月1日を目途に行う予定であります。